

尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則

昭和46年3月31日

規則第20号

尼崎市立隣保館条例施行規則(昭和33年尼崎市規則第7号)の全部を改正する。

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例(昭和46年尼崎市条例第5号。以下「条例」という。)第6条第1項ただし書及び第2項ただし書並びに第9条の規定に基づき、尼崎市立総合センター(以下「総合センター」という。)の使用料及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(平19規則59・一部改正)

(使用許可の手続)

第2条 条例第5条の規定により総合センターの使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日の30日前から前日までに使用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、総合センターの使用を許可したときは、使用許可書を申請者に交付する。

(平11規則35・一部改正)

(使用の制限)

第3条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、総合センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 営利を目的とする集会を行なうおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 建物又は付属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

(使用料の額)

第4条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(平22規則10・一部改正)

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

- (2) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (3) 許可を受けないで物品を販売しないこと。
- (4) 使用を許可されない室又は付属設備を使用しないこと。
- (5) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 使用を終わったときは、直ちに清掃のうえ原状に復し、その旨を係員に報告し、点検を受けること。
- (7) その他市長が指示した事項

(使用料の還付)

第6条 条例第6条第2項ただし書の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により総合センターの使用ができなくなったとき。
 - (2) 使用の許可を受けた者が使用日の前日までに許可の取消しを申し出たとき。
- 2 使用料の還付額は、既納の使用料の全額とする。
- 3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書を市長に提出しなければならない。

(平11規則35・平19規則59・一部改正)

(使用許可の取消し)

第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、総合センターの使用を取り消すことができる。

- (1) 使用者が条例又は関係例規に違反したとき。
 - (2) 使用者が使用の目的又は使用の許可の条件に違反したとき。
 - (3) 使用者が申請書に虚偽の事実を記載したとき。
 - (4) その他管理上支障があるとき。
- 2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、本市は、これに対し補償の責任を負わない。

(使用時間等)

第8条 総合センターの使用時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用時間及び休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

- (1) 使用時間 午前9時から午後9時(休業日でない土曜日にあつては、午後5時)まで
- (2) 休業日

ア 日曜日及び土曜日(毎月第2土曜日及び第4土曜日(これらの日のいずれかがイに掲げる日に当たるときは、これらの日のうちイに掲げる日に当たらない日及び第3土曜

日)を除く。)

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日(イに掲げる日を除く。)

(昭50規則73・昭51規則9・平4規則5・平5規則20・平5規則39・平18規則12・一部改正)

(施行の細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、総合センターの運営について必要な事項は、主管局長が定める。

(平11規則35・一部改正)

付 則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、別表中今北総合センターに係る規定は、条例第3条中今北総合センターに係る規定の施行の日から施行する。

付 則(昭和47年7月15日規則第53号)

この規則は、昭和47年7月22日から施行する。

付 則(昭和48年5月14日規則第41号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和48年5月19日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、施行日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(昭和49年8月31日規則第85号)

この規則は、昭和49年9月1日から施行する。ただし、水堂総合センターに係る改正規定は、昭和49年10月26日から施行する。

付 則(昭和50年10月8日規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年3月29日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則別表中上ノ島総合センター及び神崎総合センターに係る改正規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(昭和62年12月25日規則第74号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和63年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいてこの規則の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この規則による改正後の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成4年3月10日規則第5号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第1号様式から第3号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成5年3月31日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年7月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第8条第2号アの改正規定 平成5年6月1日

(2) 第1号様式の改正規定 平成5年4月1日

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定に基づいてこの規則の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この規則による改正後の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成5年5月31日規則第39号)

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

付 則(平成11年3月31日規則第35号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月20日規則第12号)
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年6月27日規則第59号)
この規則は、平成19年7月1日から施行する。

付 則(平成22年3月30日規則第10号)
(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいてこの規則の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この規則による改正後の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

別表

(昭47規則53・昭48規則41・昭49規則85・昭51規則9・一部改正、昭62規則74・全改、平4規則5・平5規則20・一部改正、平22規則10・全改)

区分	使用料		
	午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
集会室	1,200円	1,720円	2,100円
教室	670円	1,050円	1,350円
料理教室	1,200円	1,720円	2,100円
和室	670円	1,050円	1,350円